

新型コロナウイルス感染症に係る本市の主な対応

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、政府から緊急事態宣言が発出され、兵庫県等が令和3年4月25日から5月11日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として指定される予定である。

本市としても、これ以上の感染拡大を何としても抑え、市民の皆さまの生命・健康を守り医療崩壊を防ぐために、市民の皆さまへ行動変容を促すとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止に集中させ、確固たる取り組みを進めていく。

なお、感染症への対応については、国や県との連携が必要であり、広域的な感染対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに改めて要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛すること。
- ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛すること。
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること。

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等を徹底すること。
- ・特に、近距離の会話、移動中の車内もマスクの着用を徹底すること。
- ・毎日の検温実施など、自身の健康に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること。
- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと。

〔家庭での感染防止対策〕

- ・リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状のある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。

2 市立学校園

県内が緊急事態宣言を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施する。

(2) 高齢者・障害者施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業の実施を要請する。

4 市有施設

観光・文化施設、スポーツ施設については、原則休館する。

期間：令和3年4月25日～5月11日

貸館施設の貸出しは、原則休止する。

期間：令和3年4月26日～5月11日

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、原則中止する。

期間：令和3年4月25日～5月11日

6 庁内の対応等

(1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則、7割削減を目指す。

(2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。

- ・WEB会議システムの活用
- ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・健康管理の徹底
- ・所属長への検温報告等